

ご案内

GoToトラベルキャンペーン「第三者機関」ご利用について

GoToトラベルキャンペーン（以下、キャンペーンという）において、（一社）甲賀市観光まちづくり協会を第三者機関として利用することを希望される際の要件等についてご案内いたします。

必ずお読みいただきご理解いただいた上でご利用いただきますようお願いいたします。合わせてキャンペーン公式サイト（<https://goto.jata-net.or.jp/>）も必ずご確認ください。

■（一社）甲賀市観光まちづくり協会 は、「第三者機関」として登録いたしました

キャンペーンにおいて、宿泊事業者が旅行会社や OTA を介さず直接予約受付による販売を希望する場合は、「第三者機関（※）」を利用することが条件です。旅行会社や OTA のみを利用する場合は 第三者機関の利用は必要ありません。

（※）「第三者機関」とは…「宿泊事業者が直接受けた予約記録を宿泊施設の外部で管理できるシステムや団体を指し、当該記録を宿泊の事実を裏付けるものとして事務局に提出できる機関」です。

■ ご利用いただけるのは（一社）甲賀市観光まちづくり協会の会員です

「第三者機関」利用は、（一社）甲賀市観光まちづくり協会の会員に限らせていただきます。利用を希望される場合は、所定の申込用紙（別添）によりお申し込みください。

■ キャンペーンに参加する場合は宿泊事業者としての登録が必要です

キャンペーンへの参加を希望する場合は、「宿泊事業者」登録が必要です。登録はキャンペーン公式サイトの特典専用フォームから（もしくは郵送で）行います。この登録申請の際に「第三者機関」として、「一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会」を記入してください。

■ 宿泊事業者が行う業務について【重要】

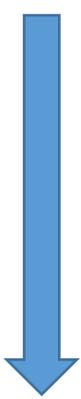
宿泊事業者は、以下のことをすべて行っていただく必要があります。

- ア. 予約情報および宿泊情報の記録（紙・電子データいずれも可）
- イ. キャンペーン事務局から配分された「給付枠」の管理
 - ・割引できるのは給付枠の範囲内です。
- ウ. 給付金の申請手続き ※詳細はキャンペーン公式サイト参照
 - ・月次報告書、実績内訳シート、月次請求書等の作成およびキャンペーン事務局への提出。
※8月の月次の報告を参考に行ってください。

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/info/2020090101.html>

- エ. キャンペーン事務局とのやりとり（問い合わせ等）

～手続き・業務の流れ【例】～



| 手続き・業務 | 説明 |
|-----------|---|
| 第三者機関利用申請 | (一社) 甲賀市観光まちづくり協会へ申込書にて申し込む。 |
| 宿泊事業者登録 | キャンペーン公式サイトからの申込 (郵送も可) |
| 登録承認 | 宿泊施設ごとに給付金額の枠「給付枠」が設定されます |
| サービス開始 | 自社予約サイトや電話予約に対し宿泊商品を 35%割引で販売。 「地域共通クーポン券」が開始された場合、配布業務が追加になります。 |
| 給付金の申請 | キャンペーン事務局への月次報告と月次請求手続き。 ※メールでの報告・申請となっています。メールできる環境が必要です。 |

*キャンペーン実施期間：令和 2 年 7 月 22 日～令和 3 年 1 月 31 日 (2/1 チェックアウトまで)

注意事項

宿泊事業者が行わなければならない手続きの内容の詳細や提出書類の様式等については、キャンペーン事務局へお問合せいただくか、必ず公式サイト等で最新情報を確認してください。

(一社) 甲賀市観光まちづくり協会は、キャンペーン事務局と宿泊業者さまとの間で行う業務は第三者機関としての登録のみとなりますので、今後提出書類等の質問にはお答えいたしかねます

■その他

- ・利用を中止したいときは (一社) 甲賀市観光まちづくり協会にご連絡ください。

■問い合わせ先 キャンペーン・給付申請に関すること

GoToトラベルキャンペーン事務局

Tel 0570-017-345 (受付時間 10:00~19:00) 年中無休